

報道発表資料の配付日時 9月27日(金) 10時00分

発表項目 (行事名)	「釧路火力発電所建設事業着手後の事後調査等報告書」の 告示・縦覧について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>北海道環境影響評価条例に基づき、株式会社釧路火力発電所から標記報告書が知事宛に送付されたので、本日、告示を行うとともに、報告書の縦覧を開始しました。</p> <p>1 報告書について 事業実施前の環境影響評価において、影響予測の不確実性が大きいと判断された環境要素や知見が不十分な保全措置を講じることとした環境要素について、事業者が工事中に調査を実施し、その結果を取りまとめたもの。</p> <p>2 事業の概要について (1) 事業名 釧路火力発電所建設事業 (2) 事業者 株式会社釧路火力発電所 (3) 事業の概要 火力発電所の設置の工事 (出力112,000kW) (4) 所在地 釧路市興津1丁目14番 (5) 工期 平成29年(2017年)12月着工 (令和2年(2020年)10月運転開始予定)</p> <p>3 報告書の縦覧について (詳細は別紙を参照ください) (1) 縦覧場所 北海道環境生活部環境局環境政策課 北海道各(総合)振興局保健環境部環境生活課 釧路市市民環境部環境保全課 釧路市桜ヶ岡支所 釧路市東部地区コミュニティセンター 釧路町総務部住民課 (2) 縦覧期間 令和元年(2019年)9月27日(金)～令和元年(2019年)10月16日(水) (3) 意見の提出 道民は、報告書について、環境保全の見地からの意見を事業者に対し提出することができます。 ① 提出先 〒085-0811 釧路市興津2丁目21番13号 株式会社釧路火力発電所 ② 提出期限 令和元年(2019年)10月30日(水) 当日消印有効</p>		
参 考			
報道(取材) に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付 (場所) 同時レク 釧路総合振興局記者クラブ		
担 当 (連絡先)	環境生活部環境局環境政策課環境影響評価グループ (担当者: 武田) TEL ダイヤルイン 011-204-5981 内線 24-207		

釧路火力発電所建設事業着手後の事後調査等報告書
縦覧情報

北海道環境影響評価条例に基づき、「釧路火力発電所建設事業着手後の事後調査等報告書」を下記のとおり縦覧します。

1 事業者の名称

株式会社釧路火力発電所（釧路市興津2丁目21番13号）

2 事業の概要

(1) 種類

火力発電所の設置の工事

(2) 規模

出力112,000kW

(3) 所在地

釧路市興津1丁目14番

3 報告書の縦覧

(1) 縦覧場所

- ・北海道環境生活部環境局環境政策課
- ・各（総合）振興局保健環境部環境生活課
- ・釧路市市民環境部環境保全課
- ・釧路市桜ヶ岡支所
- ・釧路市東部地区コミュニティセンター
- ・釧路町総務部住民課

(2) 縦覧期間

令和元年(2019年)9月27日（金）～ 同年10月16日（水）

※閉庁日又は閉館日を除く

(3) 縦覧時間

午前9時00分から午後5時00分まで

(4) 電子縦覧

<http://idi-infra.com/kushiro>

4 意見の提出

道民（道内に住所を有する者（道内に主たる事務所を有する法人を含む。))は、着手後の事後調査等報告書について、環境保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

(1) 意見提出先

〒085-0811 釧路市興津2丁目21番13号

株式会社釧路火力発電所

(2) 意見提出期限

令和元年(2019年)10月30日（水）当日消印有効